

4. 建築予定地の近隣の皆さんへ



(条例第6条・第10条関係)

建築主が中高層建築物を建築しようとする場合、近隣の皆さんへの周知を図るため、建築計画等の概要を記載したお知らせ標識を建築予定地に設置するとともに、建築計画等の事前説明を建築主が行うよう条例で定めています。

条例に基づく事前説明の範囲や項目等の詳細は、本手引き **3-5. 事前説明をする近隣住民等の範囲** と **3-6. 事前説明をする時期と項目** を確認してください。

事前説明を受けるにあたって

- (1) 建築計画等に不明な点があれば、説明実施者等に質問し、確認してください。
- (2) 説明方法について要望があれば、お知らせ標識に記載されている連絡先に連絡してください。
- (3) 説明会の開催による事前説明を受ける場合、近隣の皆さんの要望がまとまらないことも考えられます。事前に近隣の皆さんで話し合っておくと、質問・要望などの趣旨が建築主等に伝わりやすくなる場合があります。
- (4) 建設工事の内容については、茨木市生活環境の保全に関する条例に基づき説明がありますが、条例における建築計画等の事前説明をする時点で工事施工者が未定である場合、施工方法等が決まっていないことがあります。その場合は、建築計画等のうち、決定している内容についての説明を受け、建設工事の内容に関する事項については、後日、詳細が決まってから説明を受けてください。

近隣の皆さんと建築主の主張や意見などがまとまらないこともあります。紛争は、民事上の問題であるため、近隣の皆さんと建築主が相互の立場を尊重し、譲り合いの精神をもって話し合うなど、自主的に解決してください。

参考 住宅関係全般に係る相談窓口について

大阪府建築行政マネジメント推進協議会は、適切な相談窓口情報を府民に周知するため、「住宅関係全般に係る相談窓口一覧表」を作成しています。

住宅全般、法律相談、不動産など様々な相談窓口が紹介されているので参考にしてください。

大阪府 住宅関係全般に係る相談窓口

検索